

Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成 23 年 4 月 7 日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23 年 4 月 7 日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年4月7日
日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致^(注1)）。

^(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員。
反対：なし。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するように促す。

2. 東日本大震災の発生後、日本銀行は、金融市場の安定確保のため、市場における需要を十分満たす潤沢な資金供給を行ってきた。また、リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額し、金融緩和を一段と強化した。

こうした措置に加えて、本日、日本銀行は、被災地の金融機関を対象に、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するため、長めの資金供給オペレーションを実施することが必要と判断し、別紙の通り骨子素案を取り纏めた。また、日本銀行は、今後の被災地の金融機関の資金調達余力確保の観点から、担保適格要件の緩和を図ることが適当と判断した。議長は、執行部に対し、これら2つの措置について具体的な検討を行い、次回の金融政策決定会合において報告するように指示した。

3. わが国の経済は、震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力の強い状態にある。すなわち、震災後、生産設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電力供給の制約などから、一部の生産活動が大きく低下しており、輸出や国内民間需要にも相応の影響が及んでいる。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小を続けている。震災後の金融動向をみると、金融機能は維持されており、資金決済の円滑も確保されている。金融市場は、全体として安定している。この間、金融環境は、総じて緩和の動きが続いているが、震災後、中小企業を中心に、一部企業の資金繰りに厳しさが窺われる。

4. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、当面、生産面を中心に下押し圧力が強い状態が続いたあと、供給面での制約が和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、小幅のプラスに転じていくと考えられる^(注2)。

5. リスク要因をみると、景気については、上振れ要因として、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けた新興国・資源国の経済の強まりなどがある。一方、下振れ要因としては、国際金融市場の動向や、一頃に比べて低下しているとはいえ、米欧経済の先行きを巡る不確実性がある。さらに、震災がわが国経済に及ぼす影響につい

(注2) 本年8月の基準改定に伴い、消費者物価指数の前年比は、下方改定される可能性が高い。

ては、不確実性が大きい。この間、国際商品市況の上昇については、その背景にある新興国・資源国の高成長が輸出の増加につながる一方、交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下が国内民間需要を下押しする面もある。物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

6. 日本銀行は、引き続き、震災の影響を始め、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

(別 紙)

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の骨子素案

1. 対象先

被災地に営業所を有する金融機関で、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

系統金融機関については、共通担保資金供給オペ（全店貸付）の非対象先や非当座預金取引先についても取引先金融機関を通じて資金供給を行うことを検討

（注）被災地は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用指定を受けている地域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の一部）

2. 資金供給方式

共通担保を担保とする貸し付け

3. 貸付期間

1年

4. 貸付利率

0.1%

5. 貸付総額

1兆円

6. 対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間

対象先の被災地での貸出状況等を踏まえ、対象先毎の貸付限度額、貸付受付期間を定める

以 上

(23年4月28日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

(別 添)

2011年4月28日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について^(注1)

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致^(注2)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

以 上

^(注1) 本日の金融政策決定会合では、西村委員より、資産買入等の基金を5兆円程度増額し、45兆円程度とする議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：西村委員、反対：白川委員、山口委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員）。

^(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員
反対：なし。

(23年4月28日決定)

「経済・物価情勢の展望（2011年4月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

(別 紙)

2011年4月28日

日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望（2011年4月）

【基本的見解】¹

1. はじめに

わが国経済は、本年入り後、景気の改善テンポが鈍化した状態から脱しつつあったが、3月11日に発生した東日本大震災により、状況は大きく変化した。震災により、当面、わが国経済に対して大きな下押し圧力がかかり続けることは避けられない。今回の展望レポート（「経済・物価情勢の展望（2011年4月）」）で示す2012年度までの日本経済の見通しを点検するに当たっては、以下のような視点を持つておくことが重要である。第1に、震災による経済への下押し圧力は、基本的には資本設備の毀損等による供給面のショックとして現われており、海外経済の高成長など、震災前まで日本経済の回復を支えていた基本的な条件に大きな変化はない。この点、金融ショックによって世界的に需要が急減したリーマン・ショック時とは異なる。第2に、震災の影響は、時間の経過とともに変化していくことに留意する必要がある。短期的には供給面の制約に伴う影響が大きく出るが、その後は、供給面の制約が和らいでいくうえ、毀損した資本ストックを復元していく動きが顕現化してくる。さらにより長期的には、震災

¹ 4月28日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

が、わが国経済の趨勢的な成長力にどのような影響を与えていくかという点も重要である。第3に、これらの震災の影響の現われ方については、その時期や規模を含め様々な点で不確実性が大きい。このため、先行きの経済・物価動向を見通すに当たっては、中心的な見通しだけでなく、従来以上にリスク要因を注意深く点検していくことが重要である。

以下では、上記の留意点を念頭に置いたうえで、まず、わが国経済の基調的な動きを左右する海外経済や国際金融資本市場の動向を記述し、その後、わが国の金融環境を評価する。そのうえで、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（「中心的な見通し」）を記述した後、中心的な見通しに対する上振れ要因・下振れ要因を検討する。最後に、金融政策運営の基本的な考え方を整理する。

2. 海外経済および国際金融資本市場

海外経済は、2010年夏場以降、回復初期局面における在庫復元の動きが一巡したこともあって、成長ペースが幾分鈍化した。もっとも、海外経済の回復基調自体は途切れず、新興国・資源国の高成長に牽引される形で、昨年秋以降、世界経済の成長率は、再び、歴史的にみてかなり高い水準となってきた。こうした高成長を背景に世界的に物価上昇圧力が徐々に高まりつつあり、新興国・資源国では金融引き締めが続いているほか、先進国においても、一部で金融緩和を修正する動きがみられ始めている。地域別にみると、米国経済は、2010年秋以降、金融緩和や減税措置延長などの財政刺激策などもあって、先行きの回復傾向の持続性に対する懸念は後退している。欧州経済は、輸出が伸びているドイツなど一部の国と、ソブリン問題を背景とした緊縮財政の影響から低調な動きが続く域内周縁国の間で、景気回復ペースの格差が顕著となっているが、全体としてみると、緩やかに回復している。この間、新興国・資源国経済は、旺盛な内需

や海外からの資本流入のもとで高成長が続いている。

先行きの海外経済については、新興国・資源国経済の高成長に牽引され、回復を続けることが想定される。世界経済全体の成長率は、2010年に続き、2011年、2012年も、高い成長率を記録した金融危機前の10年間の平均を上回って推移する見込みである²。地域別にみると、米国経済については、新興国・資源国向けを中心に輸出が増加基調をたどるほか、緩和的な金融環境を背景に、個人消費や設備投資が引き続き緩やかに増加するため、回復を続けると考えられる。欧州経済については、輸出の増加が徐々に内需に波及し、中心国と周縁国の格差を伴いながらも、全体として緩やかな回復が続くとみられる。新興国・資源国経済は、インフレ懸念の高まりを背景に、金融引き締め動きが続くとみられるが、旺盛な内需や海外からの資本流入が続くもとで、高めの成長を維持する公算が高い。このうち、中国経済は、所得水準の向上や都市化の進展を背景として、個人消費や住宅投資、各種のインフラ投資が増加基調をたどるため、高成長を維持すると考えられる。NIEs・ASEAN諸国の経済は、輸出に加え、設備投資や個人消費などの国内民需も増加が続くと見込まれるため、景気は拡大基調をたどると予想される。

国際金融資本市場の動きをみると、2010年秋以降は、米国景気に対する見方が改善したことなどを背景に、投資家のリスク回避姿勢が後退し、多くの国で株価が上昇基調をたどった。債券市場では、米国の長期金利が上昇し、これにつれて、各国の長期金利は上昇した。この間、欧州では、ギリシャ危機以降、安定化に向けた各種枠組みが整備されつつあるもとで、アイルランドやポルトガルが金融支援を要請するなど、欧州周縁国のソブ

² 因みに、IMFが4月に発表した世界経済の成長見通し（各国・地域の実質成長率見通しを購買力平価ベースで集計したもの）をみると、2011年、2012年の成長率は、それぞれ4.4%、4.5%となっている。なお、金融危機前の10年間（1998～2007年）の平均の成長率は、4.0%となっている。

リン問題とその国際金融資本市場への影響が懸念される状況が続いている。わが国における震災発生直後は、一時的に、経済の先行きを巡る不透明感の高まりから各国で株価や長期金利が下落するなど、市場のリスク回避姿勢が高まったが、その後は概ね落ち着きを取り戻している。為替市場では、ボラティリティが大きく高まり、円の対米ドル相場は一時史上最高値の76円25銭を記録したが、G7諸国による協調介入を機に、82円～83円での推移となった。今後も、国際金融資本市場については、欧州周縁国のソブリン問題の帰趨、世界的な金融緩和修正に伴う資本移動の変化など、投資家のリスクテイク姿勢の変化に留意しつつ、その動向を注意してみていく必要がある。

3. わが国の金融環境

わが国の金融動向をみると、震災後も、金融機能は維持されており、資金決済の円滑も確保されている。金融市場も、日本銀行による潤沢な資金供給を背景に安定して推移している。わが国の金融環境は総じて緩和の動きが続いているが、震災後は、中小企業を中心に一部で資金繰りが厳しくなったとする先がみられている。

今後の金融環境を展望すると、当面は、震災の影響による売り上げの落ち込みを主因に、資金繰りが厳しくなる先が、中小企業を中心に増えるとみられるほか、先行きの不透明感の高まりから手元資金を積み増す動きもみられており、企業の資金需要が増加する可能性が高い。もっとも、企業の資金調達環境について、CP・社債市場をみると、CP市場では、良好な発行環境が続いているほか、社債市場についても、不透明感の高まりから、震災後に発行を見送る動きがみられていたが、このところ信用スプレッドの実勢が震災直後と比べて幾分低下するなか、社債発行の動きが徐々にみられ始めている。一方、中小企業の資金調達に占めるウェイトの高い

銀行貸出を巡る状況をみると、民間金融機関は、これまでの増資や内部留保の蓄積を通じて自己資本の充実に努めていることから、今後の資金需要の増加に十分応えられる状況にある。また、信用保証協会による災害関連保証など、金融面での各種措置の効果も見込まれる。そうしたもとで、金融環境は、日本銀行による強力な金融緩和策が一段と浸透していくにつれて、基調的には緩和の動きが続くと考えられ、国内民間需要が回復に向かう動きを下支えしていくと予想される。

4. わが国の経済・物価の中心的な見通し

(1) 経済情勢

上述の海外経済の動向と内外の金融情勢を踏まえたうえで、わが国経済の先行きについて、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（「中心的な見通し」）を検討する。

わが国の経済は2010年秋口以降、耐久消費財に関する駆け込み需要の反動の影響が大きかったうえ、海外経済の成長ペースが一時的に鈍化するもとで、夏場の円高の影響や情報関連財の在庫調整の動きも加わり、輸出が横ばい圏内の動きとなった。このため、景気は改善の動きが弱まった。もっとも、2011年入り後は、海外経済の成長率が再び高まるもとで、震災前には、輸出や生産が増加基調に復する動きがみられるなど、改善テンポの鈍化した状態から徐々に脱しつつある状況となっていた。このように、震災前までの景気展開は、前回（2010年10月）の展望レポートにおける見通しにほぼ沿った動きとなっていた。

こうした状況は、今回の震災によって大きく変化している。震災後は、わが国経済が、供給面で大きな制約を受けているため、海外経済の回復を起点として輸出や生産の増加がわが国経済の回復を支えていくというメカニズムが弱まっている。すなわち、震災により、広範囲に及ぶ被災地域で、

多くの資本設備が失われたほか、全国的に、材料・部品調達の困難化からサプライチェーンに大きな障害が生じている。また、電力不足の問題も供給面の制約となっている。このため、一部の生産活動が大きく低下しており、輸出や国内向けの出荷・販売に大きな影響が及んでいる。このように、震災の影響は主として供給面の制約を通じてわが国経済に現われているが、需要面でも、今回の原子力発電所の事故による影響をはじめ、先行きに関する不透明感を背景とした企業や家計のマインドの悪化を通じて、設備投資や個人消費を下押ししているとみられる。今回の原子力発電所の事故は、上記のマインドを通じる影響に加えて、海外からの訪日者数の減少などを通じて、個人消費や観光などに悪影響を与えている可能性も高い。

今後の経済の見通しは、電力を始めとする様々な供給面の制約が、いつ、どの程度のペースで解消していくかに大きく依存する。そのうえで、先行きを展望すると、わが国経済は、当面、生産面を中心に下押し圧力が強い状況が続くと考えられる³。すなわち、企業は、被災設備の復旧、代替施設での生産、代替調達先の確保などを進めつつあるが、サプライチェーンの再構築にはある程度の時間を要するとみられる。さらに、電力の供給不足の問題は、電力需要がピークを迎える夏場には経済活動に対して相応の制約となる可能性がある。しかし、秋口以降は、サプライチェーンの再構築も一段と進むとみられることから、電力の需給逼迫が改善に向かうもとの、供給面の制約は和らいでいくと見込まれる。そうした状況になれば、海外経済の改善が輸出や生産の増加につながり、わが国経済の回復を支える原動力として、再びはっきりと作用してくる。さらに、震災によって毀損し

³ 阪神・淡路大震災発生時（1995年1月）の全国の生産は、前月比-2.6%と落ち込んだが、翌2月には同+2.2%と反動増となった。輸出についても、同様の動きを示した。このように、短期間のうちに震災の全国的な影響が減退したのは、電力供給やサプライチェーンの面で制約が生じなかったこともあって、代替生産が短期間で可能になったためと考えられる。

た資本ストックの復元に向けた動きも、次第にわが国経済を押し上げる方向で寄与してくるものと考えられる。

以上のような動きを背景に、わが国経済は、2011年度前半は、下押し圧力が強い状態が続いた後、年度後半にかけては、輸出や生産がはっきりとした増加に転じるもとの、年度前半からの反動もあって、景気回復テンポが高まる可能性が高い。2012年度入り後は、輸出・生産を起点とする所得・支出への波及メカニズムの働きがはっきりし始めるとともに、資本ストックの復元に向けた需要の増加も続くため、潜在成長率を上回る成長が続くと考えられる⁴。こうした見通しの内容を、企業・家計の部門別にやや詳しく述べると、以下の通りである。

まず、企業部門をみると、製造業では、当面、供給面の制約から、生産活動が大きく制約され、輸出も大きく落ち込むと考えられる。非製造業部門についても、電力供給の制約や製造業の生産活動水準の低下の影響から、当面、業況が悪化する可能性が高い。企業収益は、輸出・生産の大幅な減少に、国際商品市況上昇の影響も加わり、大きく下押しされるとみられる。このため、震災前に緩やかに持ち直していた設備投資も、いったん弱含みとなる可能性が高い。もっとも、2011年度後半を展望すると、供給面の制約が和らいでいくため、海外経済が高めの成長を続けるもとの、輸出や生産は、再び増加していくとみられる⁵。また、震災によって毀損した資本ス

⁴ 見通し期間中の潜在成長率を、生産関数アプローチに基づく一定の手法で推計すると「0%台半ば」と計算される。ただし、潜在成長率については、推計手法に依存する面が大きいほか、今後のデータ蓄積を経てより正確な認識が可能になる性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。なお、今回の震災の影響による供給制約については、一時的であり、やや長い目でみた供給能力の増加ペースに相当する潜在成長率には基本的に影響しないと考えられる。

⁵ 生産や輸出が増加基調に復していく過程では、これまで抑えられてきた需要が顕現化することや、取り崩した在庫を復元していく動きも考えられるため、その伸び率がいったん大幅なものとなる可能性が高い。もっとも、生産が増加に転じていくタイミングについては、サプライチェーンが再構築されていくペースや、電力の需給動向に大きく左右されるため、不確実性が大きい。

トックを復元する動きも顕現化してくると予想される。そうしたも
とで、震災の影響によっていったん下振れた企業収益は再び改善に向かい、
つれて設備投資も持ち直しに向かうと考えられる。

次に、家計部門について、雇用・所得環境をみると、震災の影響により
生産活動の水準が低下し、雇用の過剰感が高まるため、弱めの動きとなる
可能性が高い。また、先行き不透明感を背景とする消費者マインドの慎重
化もあって、当面、個人消費はいったん落ち込む可能性が高い。その後、
2011年度後半以降は、生産活動の回復に伴う雇用・所得環境の改善を背景
に、個人消費も緩やかに持ち直していくものとみられるが、雇用者報酬の
増加が明確となるのは、景気の自律的な回復がよりはっきりする2012年度
以降になるとみられる。このため、個人消費の回復ペースも暫くの間は緩
やかなものに止まる公算が高い。この間、住宅投資については、震災の影
響による資材不足などから、当面、住宅建設が一部で遅延する可能性があ
る。もっとも、見通し期間を通じてみれば、借入金利の低下や毀損した住
宅ストックの復元に向けた動きなどを背景に、緩やかに改善していくと考
えられる。

(2) 物価情勢

以上の経済情勢の展望を踏まえ、物価の動向を点検する。まず、消費者
物価（除く生鮮食品。以下同じ。）の現状をみると、前年比下落幅は縮小
を続けてきた。最近では、高校授業料無償化等の影響を除けば、マクロ的
な需給バランスが緩やかに改善するもとで、国際商品市況高の影響もあつ
て、消費者物価の前年比は小幅のプラスに転じている⁶。

先行きの物価を巡る環境を展望すると、個別の財やサービス市場では、

⁶ 2010年度の消費者物価指数については、物価の基調的な動きを判断するため、前年比
を1年間大きく押し下げる要因となった高校授業料無償化等の影響を除いている。

震災の影響による供給制約が、ボトルネック状況などにつながり、これが物価上昇圧力となる可能性はあるものの、マクロ的な需給バランスは、震災の影響により供給面での制約が厳しくなると同時に、需要も減退するとみられるため、その変動については、短期的には不確実性が高い⁷。もっとも、やや長い目でみれば、景気が緩やかな回復経路に復していくに従って、マクロ的な需給バランスは徐々に改善していくと考えられる。中長期的な予想物価上昇率は、家計や企業、エコノミストを対象としたアンケート調査等からみて、これまでのところ大きな変化は窺われず、見通し期間においても安定的に推移すると想定している。市場参加者やエコノミストによる中長期的な予想物価上昇率は、ここ数年、概ね1%程度で安定的に推移している。国際商品市況については、新興国・資源国の高い成長などを背景に、持続的に上昇しており、先行きについても、緩やかに上昇を続けることを想定している。

以上の環境を前提に、物価情勢の先行きをみると、国内企業物価指数の前年比は、マクロ的な需給バランスが改善基調で推移するもとの、国際商品市況の上昇を反映し、見通し期間を通じて上昇が続くと見込まれる。消費者物価についても、国際商品市況上昇の影響がラグを伴いつつ波及すると考えられる。加えて、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスが基調的にみて改善していくことから、消費者物価の前年比は、見通し期間を通じて、小幅のプラスで推移すると見込まれる⁸。

⁷ もともと、マクロ的な需給バランスの計測値は、やや長い目で、かつ幅をもってみるべきものである。足もとは、電力の供給不足やサプライチェーンの障害など異例の現象が生じているため、その点に特に注意する必要がある。

⁸ 今回の消費者物価の見通しは、現行の2005年基準の指数をベースにしているが、統計作成当局は、同指数について2011年8月に2010年基準の指数に切り替えるとともに、前年比計数を2011年1月分に遡って改定する予定であることを公表している。その際には、前年比上昇率が下方改定される可能性が高い。

5. 上振れ要因・下振れ要因

(1) 経済情勢

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（「中心적인見通し」）である。こうした見通しに対する上振れまたは下振れ要因としては、以下のような点に注意する必要がある。

第1に、今回の震災がわが国経済に与える影響については、不確実性が大きい。まず、電力の供給不足やサプライチェーンにおける障害の帰趨について現時点で見通すことは難しく、このため、供給面の制約が解消する時期については、不確実性が高い。その経済活動に対する影響も、問題の解決テンポや企業による対応の進捗度合いに大きく依存している。さらに、毀損した資本ストックを復元していく動きについても、その時期と規模については不確実性が大きい。より長い目でみると、今回のサプライチェーンの障害や電力インフラの毀損などへの対応を機に生産拠点の海外への移管が加速する可能性がある一方、新たなサプライチェーンの構築、震災の経験を踏まえたリスク管理体制の見直しや、農漁業の再興などの過程で、各経済主体の前向きかつ創造的な動きが新しい需要の創出に繋がっていく可能性もある。一方、マインドを通じた影響については、原子力発電所の事故の帰趨が及ぼす影響に加え、企業収益や雇用者所得見通しの不確実性等について留意する必要がある。他方、震災後の上記懸念材料が早期に解消方向に向かい、経済の先行きに対する不確実性が低下していけば、企業や家計のマインド好転を通じて、わが国経済が見通しに比べて上振れる可能性がある。

第2に、中心적인見通しでは、企業や家計の中長期的な成長期待は維持されることを想定しているが、震災を契機とした企業や家計の成長期待の変化にも注意を要する。この点、わが国経済は、これまでも、成長力強化

という基本的な課題に直面してきたが、その重要性は一段と増している。震災の影響からわが国経済の中長期的な成長力に対する懸念が高まる場合、企業や家計の支出意欲を抑制し、長期間にわたって経済を下押しするリスクがある。また、震災を契機に、成長戦略への取り組みに弾みをつけていくことができれば、企業や家計の中長期的な成長期待が上振れる可能性もある。

第3に、海外経済の動向である。先進国経済の動向をみると、米国経済については、先行きの不透明感が昨年秋以降後退しているが、他方で、バランスシートの調整圧力は引き続き経済の重石となって作用している。欧州については、周縁国のソブリン問題を巡る懸念が、金融市場の動揺を通じて、実体経済活動をも下押しし、それらが相乗的に悪影響を及ぼし合うこととならないか、注意が必要である。この点、わが国を含め、多くの先進国では、公的債務残高が大きく増加している。こうしたもとで、財政再建に向けた取り組みが急務となっており、仮にこうした取り組みが市場によって不十分と評価された場合には、長期金利の上昇やコンフィデンスの低下などを通じて、実体経済にマイナスの影響が及ぶ可能性が高い。新興国・資源国経済は、旺盛な内需を中心に高めの成長を維持する公算が高く、海外からの資本の流入も相俟って、これらの国の景気が強まる可能性がある。その場合、輸出の増加を通じて、わが国経済にとって上振れ方向に作用する可能性がある。一方、多くの新興国・資源国では、金融引き締め動きが続いているが、景気の過熱感やインフレ懸念が十分に沈静化されている状況ではない。このため、景気の振幅が拡大し、より長い目で見れば、持続的成長を損なう可能性もある点には留意が必要である。

第4に、国際商品市況が一段と上昇した場合の影響についても注意が必要である。国際商品市況上昇の背景としては、まず、エネルギー効率が低

い新興国経済が高成長を続け、そうした高成長のもとで生活水準が急速に高まるといった、実需面の要因が挙げられる。このため、国際商品市況の上昇が新興国・資源国の高成長に見合ったものであれば、わが国への影響は、こうした国への輸出や直接投資収益の受取りの増加で相殺されると考えられる。もっとも、このところの価格上昇には、中東や北アフリカにおける地政学的リスクの高まりや、天候不順・自然災害などに伴う供給面の要因も作用している。また、世界的な金融緩和継続などを背景とする金融面の動きが、国際商品市況の動きを加速させている面もある。国際商品市況が一段と上昇した場合、交易条件のさらなる悪化に伴う実質購買力の低下や企業収益の悪化が国内民間需要を下押しする方向で作用することには留意が必要である。

(2) 物価情勢

物価情勢の先行きについても、上下両方向の不確実性がある。まず、景気について、上述のような上振れ、下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響を及ぼすとみられる。この点、震災が物価に与える影響の評価については注意が必要である。前述の通り、震災がマクロ的な需給バランスに与える影響は、供給面の制約による引き締め方向への動きと、需要が減少することによる緩和方向への動きの両面を考慮する必要がある。この間、電力不足などにより、経済全体の供給能力が長期間にわたって制約されることになれば、物価に対しては、マクロ的な需給バランスの引き締め方が、上振れ要因として作用する可能性も高い。ただし、供給制約による景気悪化が長期化し、企業収益や雇用者所得に持続的な下押し圧力がかかり続ければ、需給バランスの悪化につながり、物価に対して下振れ要因となる可能性もあることに注意が必要である。

このほか、物価に固有の要因としては、第1に、企業や家計の中長期的

な予想物価上昇率が挙げられる。わが国経済は、先行きにかけて、回復経路に復していくと考えられるが、景気回復のペースは緩やかなものに止まる可能性が高い。こうした環境のもとで、企業や家計が持続的な物価下落を予想するような事態が生じた場合には、実際の物価にも、賃金とともに、下方圧力がかかる可能性がある。また、本年8月の基準改定に伴い、実際に消費者物価指数の前年比が下方改定された場合、企業や家計の予想物価上昇率に影響を与えることがないか注意していく必要がある。

第2に、輸入物価の動向である。原油をはじめとする一次製品の価格動向には、上下両方向に不確実性が大きい。中東や北アフリカの政治状況を巡る動き、相対的にエネルギー効率が低い新興国経済の動向や、世界的な金融緩和を背景とする商品市場への資金流入の状況次第では、一次製品価格が上下に大きく変動する可能性がある。為替相場の変動も、実体経済の振幅を通じるルートに加え、輸入物価の変化を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。

6. 金融政策運営

日本銀行は、東日本大震災発生の直後から、主に、金融・決済機能の維持、金融市場の安定確保、経済の下支えの3つの観点から、様々な措置を迅速に講じてきた。まず、金融・決済機能を維持するため、被災地への現金の供給や、日銀ネットをはじめとした主要決済システムの安定稼働確保に万全を期してきた。また、震災直後の予備的な資金需要の高まりに対応して、金融市場の安定確保のため、市場における需要を十分満たす潤沢な資金供給を行ってきた。さらに、企業マインドの悪化や金融市場におけるリスク回避姿勢の高まりが経済に悪影響を与えることを未然に防止するため、リスク性資産を中心に資産買入等の基金を5兆円程度増額し、金融緩和を一段と強化した。こうした措置に加えて、日本銀行は、被災地の金融

機関を対象に、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を資金面から支援するため、長めの資金供給オペレーションを実施するほか、今後の被災地の金融機関の資金調達余力確保の観点から、担保適格要件の緩和を図ることとしている。

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」、すなわち「金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率」を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている。また、日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」に基づき、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件に、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針を明らかにしている。「中長期的な物価安定の理解」については、今回の会合において点検を行った結果、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」となった。

まず、第1の柱、すなわち先行き2012年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される中心的な見通しについて点検する。上述の通り、わが国経済は、震災の影響により、当面、生産面を中心に下押し圧力が強い状況が続くと考えられる。もっとも、供給面での制約が和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、震災によって毀損した資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、わが国経済は、2011年度後半以降、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。物価面では、マクロ的な需給バランスが基調的に改善していくもとので、消費者物価の前年比は、見通し期間を通じて、小幅のプラスで推移すると見込まれる。こうした経済・物価見通しを総合的に評

価すると、日本経済は、「中長期的な物価安定の理解」に基づいて物価の安定が展望できる情勢になったと判断されるにはなお時間を要するものの、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路に復していくと考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する。景気については、震災がわが国経済に及ぼす影響の不確実性が大きい。さらに、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けて、新興国・資源国の経済が上振れる可能性がある。米国経済については、成長率が上振れる可能性もある一方で、バランスシート調整が景気を下押しするリスクがあるほか、欧州については、ソブリン問題の帰趨に引き続き注意が必要である。この間、国際商品市況の上昇については、その背景にある新興国・資源国の高成長が輸出の増加に繋がる一方、交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下が国内民間需要を下押しする面もある。物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

以上の2つの柱に基づく点検を踏まえると、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していくと考えられる。ただし、当面は、震災の影響を中心に、景気の下振れリスクを意識する必要がある。

先行きの金融政策運営については、上述の2つの柱による点検を踏まえ、日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、「包括的な金融緩和政策」を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行として最大限の貢献を粘り強く続けていく。今後とも、

震災の影響を始め、先行きの経済・物価動向を注意深く点検した上で、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

(参考1)

▽2010～2012年度の政策委員の大勢見通し

—対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.8～+2.8 <+2.8>	+0.7	-0.3
1月時点の見通し	+3.3～+3.4 <+3.3>	+0.5～+0.6 <+0.5>	-0.4～-0.3 <-0.3>
2011年度	+0.5～+0.9 <+0.6>	+1.6～+2.6 <+2.2>	+0.5～+0.8 <+0.7>
1月時点の見通し	+1.4～+1.7 <+1.6>	+0.7～+1.2 <+1.0>	0.0～+0.4 <+0.3>
2012年度	+2.7～+3.0 <+2.9>	+0.3～+0.7 <+0.6>	+0.5～+0.7 <+0.7>
1月時点の見通し	+1.9～+2.2 <+2.0>	+0.5～+0.8 <+0.7>	+0.2～+0.8 <+0.6>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 2010年度について、実質GDPは政策委員の見通し。国内企業物価指数と消費者物価指数(除く生鮮食品)は実績値。

(注4) 2010年度の消費者物価指数については、前年比を1年間大きく押し下げる要因となった高校授業料の影響を除いている。高校授業料については、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比を0.5%程度押し下げたと試算される。

(注5) 今回の消費者物価の見通しは、現行の2005年基準の指数をベースにしているが、統計作成当局は、同指数について2011年8月に2010年基準の指数に切り替えるとともに、前年比計数を2011年1月分に遡って改定する予定であることを公表している。その際には、前年比上昇率が下方改定される可能性が高い。

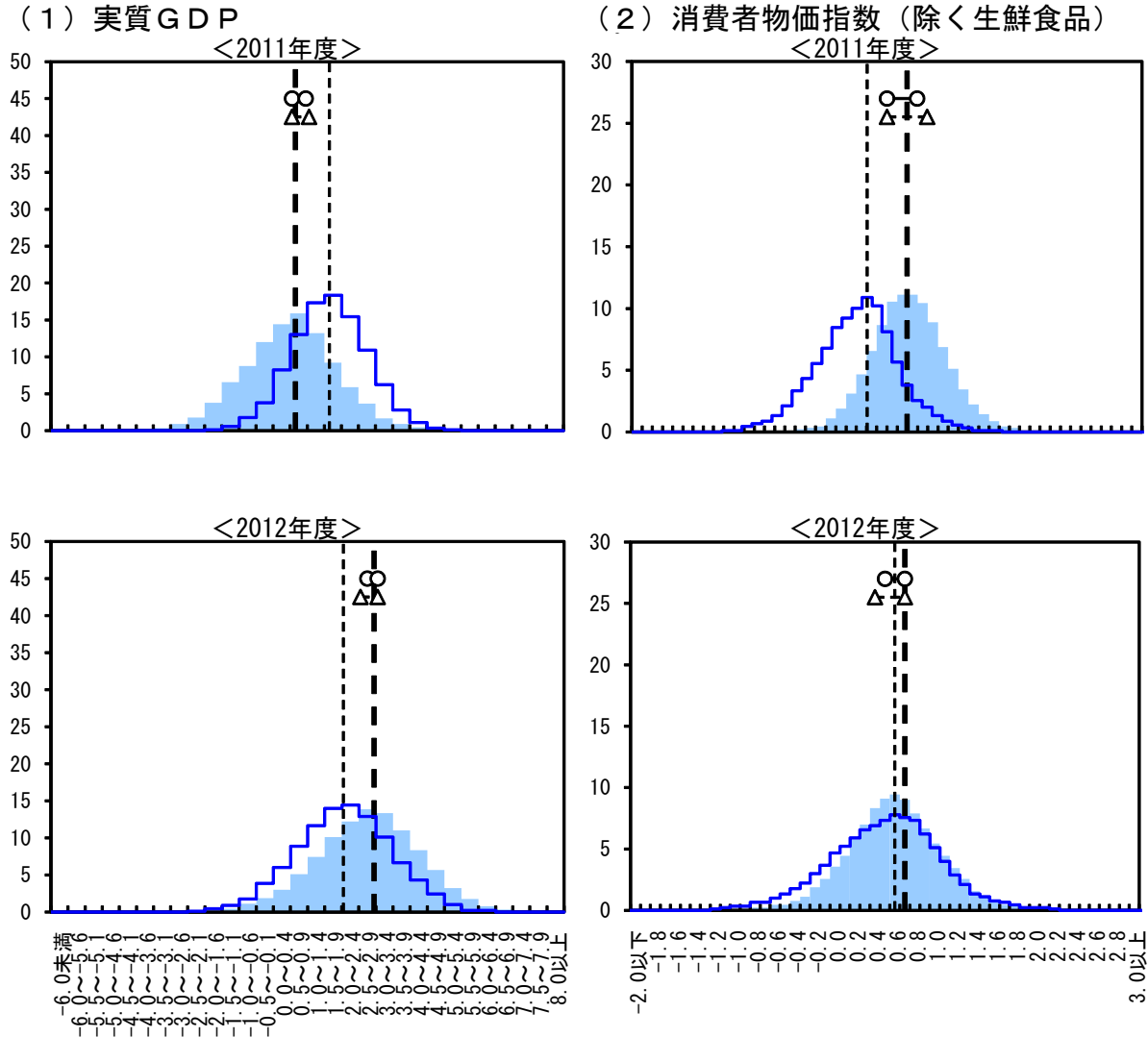
(注6) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

—対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2010年度	+2.7～+2.9	+0.7	-0.3
1月時点の見通し	+3.2～+3.5	+0.4～+0.6	-0.4～-0.2
2011年度	+0.5～+1.0	+1.5～+2.7	+0.5～+0.9
1月時点の見通し	+1.4～+1.8	+0.6～+1.2	-0.1～+0.4
2012年度	+2.5～+3.0	+0.1～+1.0	+0.4～+0.7
1月時点の見通し	+1.8～+2.4	+0.3～+1.0	0.0～+0.8

(参考2)

リスク・バランス・チャート



(23年5月20日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年5月20日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年5月20日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致^(注1)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員。
反対：なし。

2. わが国の経済は、震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力の強い状態にある。すなわち、震災による供給面の制約を背景に、生産活動は大きく低下している。この結果、輸出が大幅に減少し、また、企業や家計のマインド悪化の影響もあって、国内民間需要も弱い動きとなっている。この間、金融環境をみると、総じて緩和の動きが続いているが、震災後、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさが窺われる。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小を続け、概ねゼロ%となっている。

3. 先行きの中心的な見通しとしては、わが国経済は、当面、生産面を中心に下押し圧力が強い状態が続いたあと、供給面での制約が和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、2011年度後半以降、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、小幅のプラスに転じていくとみられる^(注2)。以上を踏まえると、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していくと考えられる。

4. リスク要因をみると、景気については、震災がわが国経済に及ぼす影響の不確実性が大きい。海外経済については、旺盛な内需や海外からの資本流入を受けて、新興国・資源国の経済が上振れる可能性がある一方、米欧経済は、バランスシート調整が米国経済に与える影響や、欧州のソブリン問題の帰趨について、引き続き注意が必要である。この間、国際商品市況の上昇については、その背景にある新興国・資源国の高成長が輸出の増加につながる一方、交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下が国内民間需要を下押しする面もある。とくに、当面は、震災の影響を中心に、下振れリスクを意識する必要がある。

物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、震災の影響を始め、先行きの経済・物価動

(注2) 本年8月の基準改定に伴い、消費者物価指数の前年比は、下方改定される可能性が高い。

向を注意深く点検した上で、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

(23年6月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年6月14日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年6月14日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致^(注1)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、野田委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員。
反対：なし。

2. わが国の経済は、震災の影響により、生産面を中心に下押し圧力が続いているが、持ち直しの動きもみられている。すなわち、生産や輸出は、震災後に大きく低下し、国内民間需要も弱い動きとなった。こうした下押し圧力はなお続いているが、最近では供給面の制約が和らぎ始め、家計や企業のマインドも幾分改善しつつあるもとの、生産活動や国内民間需要に持ち直しの動きもみられている。この間、金融環境をみると、総じて緩和の動きが続いているが、震災後、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさが窺われる。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、小幅のプラスとなっている。

3. 先行きのわが国経済は、当面、生産面を中心に下押し圧力が残るとみられる。その後は、供給面での制約がさらに和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、2011年度後半以降、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、小幅のプラスで推移するとみられる^(注2)。以上を踏まえると、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していくと考えられる。

4. リスク要因をみると、景気については、震災がわが国経済に及ぼす影響の不確実性が大きい。海外経済については、バランスシート調整が米国経済に与える影響や、欧州のソブリン問題の帰趨について、引き続き注意が必要である。新興国・資源国については、このところ減速の兆しもみられるが、依然として上振れの可能性にも注意が必要である。この間、国際商品市況の上昇については、その背景にある新興国・資源国の高成長が輸出の増加につながる一方、交易条件の悪化に伴う実質購買力の低下が国内民間需要を下押しする面もある。以上様々な要因はあるが、当面は、震災の影響を中心に、下振れリスクを意識する必要がある。

物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 昨年夏以来実施している成長基盤強化を支援するための資金供給は、金融機関の自主的な取り組みを進めるうえでの「呼び水」としての役割を果たしてきている。金融機関の取り組みをさらに後押ししていく観点から、資本性資金の供給や従来型

(注2) 本年8月の基準改定に伴い、消費者物価指数の前年比は、下方改定される可能性が高い。

の担保・保証に依存しない融資に着目し、今後、これを支援していくことが適当と考えられる。こうした判断に基づき、今回の会合では、出資や動産・債権担保融資（いわゆる「ABL」）などを対象として、新たな貸付枠を設定することを決定した（別添参照）。日本銀行としては、今回の措置によって、金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを期待している。

6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、震災の影響を始め、先行きの経済・物価動向を注意深く点検した上で、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の概要

1. 対象とする投融資

- (1) 出資等（資本性を有する投融資）
- (2) 動産・債権担保融資（いわゆる「ABL」）等、不動産担保および人的保証に依存しない融資

2. 対象先金融機関

成長基盤強化支援資金供給の対象先金融機関

3. 資金供給方式

共通担保を担保とする貸し付け

4. 貸付期間

原則2年とし、1回の借り換えを可能とする（最長4年）。

—— 新規貸付は、四半期に1回の頻度で実施する予定。

5. 貸付利率

0.1%

6. 貸付総額

5千億円（従来の3兆円の貸付総額とは別に設定する）

7. 対象先金融機関毎の貸付限度額

(1) 貸付残高の上限は500億円（従来の1,500億円の上限とは別に設定する）

(2) 各対象先金融機関は、2010年4月以降に行った出資等とABL等の残高の範囲内で、借り入れを行うことができる。

—— 本貸付枠の対象となる個別投融資の期間は限定しない（従来は、1年以上）。また、対象となる1件当たりの金額を1百万円以上まで引き下げる（従来は、1千万円以上）。

—— 投資ファンド向けは、具体的な投資案件が未決定の段階でも、出資した時点で資金供給の対象とする（但し、1年後を目途に確認を行い、投融資実績がない場合には期日前返済となる）。

8. 貸付受付期限

2012年3月末（新規貸付の最終実行期限は同年6月末）

以 上

(23年6月14日承認)

2011年7月から2012年6月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2011年7月から2012年6月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

(別 添)

2011年6月14日
日 本 銀 行

金融政策決定会合等の日程 (2011年7月～2012年6月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2011年7月	11日<月>・12日<火>	8月10日<水>	—	13日<水>
8月	4日<木>・5日<金>	9月12日<月>	—	8日<月>
9月	6日<火>・7日<水>	10月13日<木>	—	8日<木>
10月	6日<木>・7日<金> 27日<木>	11月1日<火> 11月21日<月>	— 27日<木>	11日<火> —
11月	15日<火>・16日<水>	12月27日<火>	—	17日<木>
12月	20日<火>・21日<水>	1月27日<金>	—	22日<木>
2012年1月	23日<月>・24日<火>	2月17日<金>	—	25日<水>
2月	13日<月>・14日<火>	3月16日<金>	—	15日<水>
3月	12日<月>・13日<火>	4月13日<金>	—	14日<水>
4月	9日<月>・10日<火> 27日<金>	5月7日<月> 5月28日<月>	— 27日<金>	11日<水> —
5月	22日<火>・23日<水>	6月20日<水>	—	24日<木>
6月	14日<木>・15日<金>	未 定	—	18日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

- 「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分
- 「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・・・・・15時
- 背景説明を含む全文・・・・・・・・翌営業日の14時
(ただし、「経済・物価情勢の展望(2012年4月)」の背景説明
を含む全文は4月28日<土>の14時に公表)
- 「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時
(「概要」の英訳は14時、全文の英訳
は翌営業日の16時30分)

(23年7月12日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年7月12日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年7月12日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致^(注1))。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

^(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。
反対：なし。

2. わが国の経済は、震災による供給面の制約が和らぐ中で、持ち直している。すなわち、震災後に大きく落ち込んだ生産活動は、供給面の制約が和らぐ中で、このところ持ち直しの動きが明確になっている。このため、輸出は増加に転じている。国内民間需要についても、家計や企業のマインドが幾分改善するもとの、持ち直しつつある。この間、金融環境をみると、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさが窺われるものの、総じて緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、小幅のプラスで推移している。
3. 先行きのわが国経済は、供給面の制約がさらに和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、2011年度後半以降、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、小幅のプラスで推移するとみられる^(注2)。以上を踏まえると、日本経済は、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的な成長経路に復していくと考えられる。
4. 4月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、2011年度の成長率については、震災直後の落ち込みが大きかったことが影響して、幾分下振れるとみられる。もっとも、わが国経済は、本年度後半には緩やかな回復経路に復していくとみられ、2012年度の成長率については概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、概ね見通しに沿って推移すると予想される。
5. 景気のリスク要因をみると、サプライチェーンに関する懸念は減じているが、震災の家計マインド等を通じる影響については、なお注意する必要がある。また、やや長い目でみた電力の供給制約については不確実性が幾分増している。海外経済については、バランスシート調整が米国経済に与える影響や、欧州のソブリン問題の帰趨について、引き続き注意が必要である。新興国・資源国については、物価安定と成長の両立に関する不確実性が大きい。

物価面では、国際商品市況の一段の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

(注2) 本年8月の基準改定に伴い、消費者物価指数の前年比は、下方改定される可能性が高い。

6. 日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、震災の影響を始め、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、必要と判断される場合には、適切な措置を講じていく方針である。

以 上

(参考1)

▽2011～2012年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011年度	+0.2～+0.6 <+0.4>	+2.2～+2.5 <+2.4>	+0.6～+0.8 <+0.7>
4月時点の見通し	+0.5～+0.9 <+0.6>	+1.6～+2.6 <+2.2>	+0.5～+0.8 <+0.7>
2012年度	+2.5～+3.0 <+2.9>	+0.5～+0.9 <+0.6>	+0.6～+0.7 <+0.7>
4月時点の見通し	+2.7～+3.0 <+2.9>	+0.3～+0.7 <+0.6>	+0.5～+0.7 <+0.7>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の消費者物価の見通しは、現行の2005年基準の指数をベースにしているが、統計作成当局は、同指数について2011年8月に2010年基準の指数に切り替えるとともに、前年比計数を2011年1月分に遡って改定する予定であることを公表している。その際には、前年比上昇率が下方改定される可能性が高い。

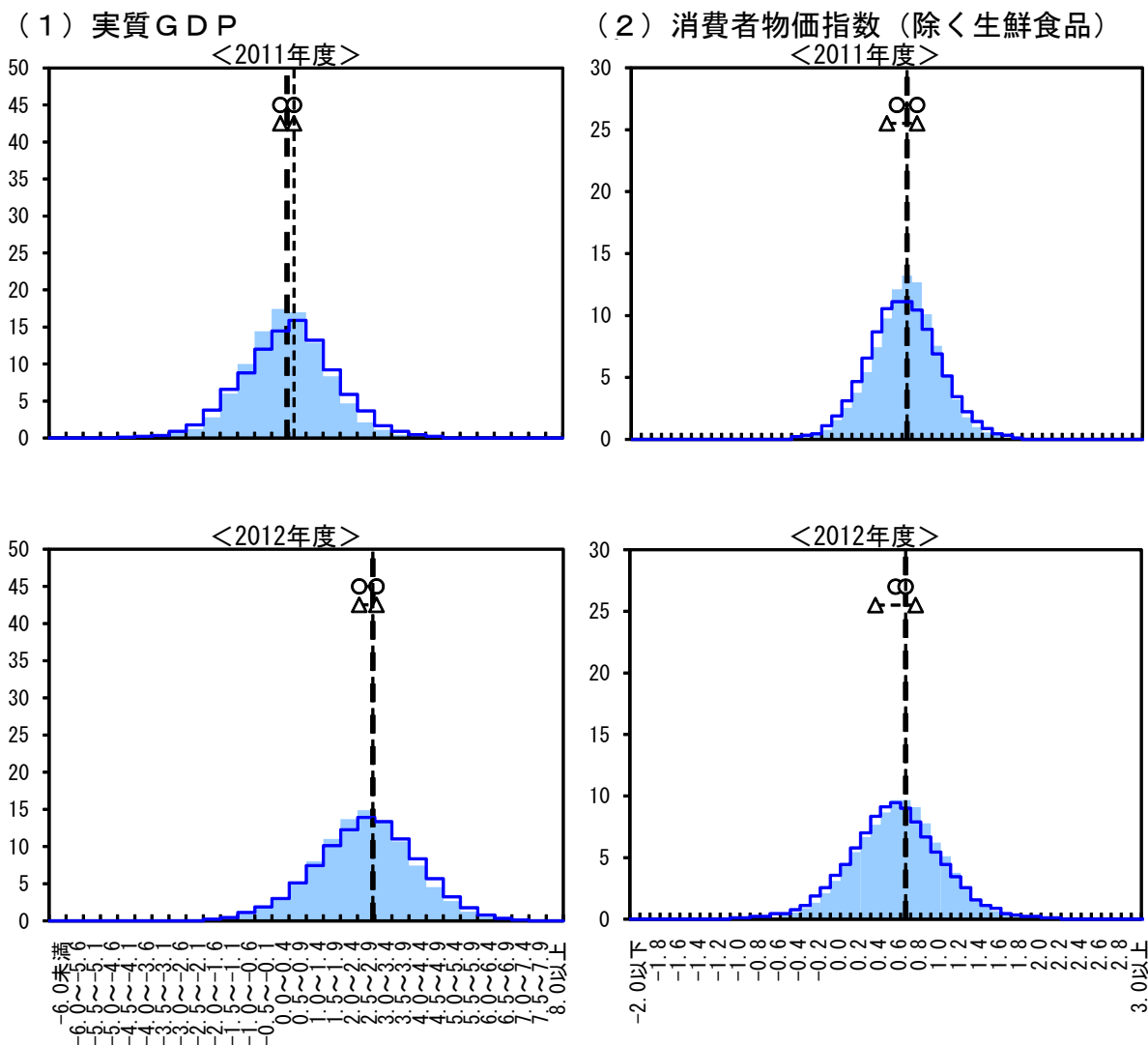
(注4) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

——対前年度比、%。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011年度	+0.2～+0.6	+2.2～+2.6	+0.5～+0.8
4月時点の見通し	+0.5～+1.0	+1.5～+2.7	+0.5～+0.9
2012年度	+2.5～+3.0	+0.3～+1.0	+0.4～+0.8
4月時点の見通し	+2.5～+3.0	+0.1～+1.0	+0.4～+0.7

(参考2)

リスク・バランス・チャート



- (注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2011年4月時点の確率分布を表す。
- (注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、○で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、△で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。
- (注3) 縦の細点線は、2011年4月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。
- (注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(23年8月4日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年8月4日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年8月4日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、資産買入等の基金を40兆円程度から50兆円程度に10兆円程度増額し^(注1)、金融緩和を強化することを決定した（全員一致^(注2)）。
2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレ

(注1) 増額の内容等については別紙参照。

(注2) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。
反対：なし。

ト（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した（全員一致^{（注3）}）。

3. わが国経済は、東日本大震災による供給面の制約が和らぐ中で、着実に持ち直してきている。先行きについても、生産活動が回復していくにつれ、輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、緩やかな回復経路に復していくものとみられる。

4. しかしながら、こうした見通しを巡る不確実性は高く、このところ、景気の下振れリスクにより留意すべき情勢となっている。海外経済をみると、米国においては、債務上限問題が決着をみた後も、市場では、財政健全化を巡る懸念は払拭されておらず、最近では景気の先行きに関する見方も慎重化している。欧州周縁国のソブリン・リスク問題は、全体としてみれば、依然として緊張した状態が続いている。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。こうした海外情勢や、それらに端を発する為替・金融資本市場の変動が、わが国の企業マインドひいては経済活動にマイナスの影響を与える可能性がある。

この間、物価面では、当月に予定されている基準改定に伴い、消費者物価の前年比が下方改定される可能性が高い。物価安定の実現までにはなお時間を要するとみられる。

5. 日本銀行は、上記の景気・物価情勢を検討したうえで、金融緩和を一段と強化し、これを通じて、震災からの立ち直り局面から物価安定のもとでの持続的成長経路への移行を、より確かなものとする必要があると判断した。

6. 日本経済は、急速な高齢化のもとでの成長力の強化という積年の課題に加え、震災からの復旧・復興という課題にも直面している。先行き、新たな発展の基盤を築くためには、民間、政府を含め各方面の積極的な取り組みが不可欠である。日本銀行としても、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、今後とも、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

以上

（注3）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。
反対：なし。

今回の「資産買入等の基金」の増額について

1. 増額の内容

	基金の残高 (従来)	今回の増額幅	基金の残高 (増額後)
総額	40 兆円程度	+10 兆円程度	50 兆円程度
資産の買入れ	10.0	+5.0	15.0
長期国債 ^(注1)	2.0	+2.0	4.0
国庫短期証券	3.0	+1.5	4.5
CP等	2.0	+0.1	2.1
社債等	2.0	+0.9	2.9
指数連動型上場 投資信託 ^(注2)	0.9	+0.5	1.4
不動産投資信託 ^(注2)	0.1	+0.01	0.11
固定金利方式・ 共通担保資金供給 オペレーション	30.0	+5.0	35.0
期間3か月	20.0	—	20.0
期間6か月	10.0	+5.0	15.0

(注1) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間 21.6 兆円の長期国債の買入れを行っている。

(注2) 指数連動型上場投資信託および不動産投資信託の増額については、日銀法上の認可取得を条件とする。

2. 2012 年末を目途に増額を完了する。

以上

(23年9月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年9月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

(別 紙)

2011年9月7日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致^(注1)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

^(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。
反対：なし。

2. わが国の経済は、震災による供給面の制約がほぼ解消する中で、着実に持ち直し
てきている。すなわち、生産や輸出は、増加を続けており、概ね震災前の水準に復
している。こうしたもとで、国内民間需要についても、持ち直している。この間、
金融環境をみると、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさが窺われるもの
の、総じて緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の
前年比は、基準改定に伴い下方修正され、概ねゼロ%となっている。
3. 先行きのわが国経済は、堅調な海外需要を背景とする輸出の増加や、資本ストッ
クの復元に向けた国内需要の顕現化などから、2011年度後半以降、緩やかな回復経
路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移す
るとみられる。
4. 景気のリスク要因をみると、バランスシート調整が米国経済に与える影響や、欧
州のソブリン問題の帰趨について、引き続き注意が必要である。新興国・資源国で
は、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。こ
うした海外情勢を巡る不確実性や、それらに端を発する為替・金融資本市場の変動が、
わが国経済に与える影響については、丹念に点検していく必要がある。
物価面では、国際商品市況の上昇により、わが国の物価が上振れる可能性がある
一方、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスク
もある。
5. 日本銀行は、前回の金融政策決定会合において、先行きの景気について下振れリ
スクにより留意すべき情勢となっているとの判断に基づき、資産買入等の基金を 10
兆円程度増額し、現在は、金融資産の買入れ等を着実に進めている。また、日本銀
行は、「中長期的な物価安定の理解」^(注2)に基づき、物価の安定が展望できる情勢に
なると判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針である。日本銀行と
しては、こうした包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、さらには、
金融市場の安定確保や成長基盤強化の支援を通じて、日本経済がデフレから脱却し、
物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するよう、中央銀行としての貢献を粘り
強く続けていく方針である。

以 上

(注2) 「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」

2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」の 制定等に関する件（平成 23 年 4 月 28 日決定）

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」
の制定等に関する件

(案 件)

東日本大震災にかかる被災地の金融機関を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援するとともに、今後の被災地の金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」を別紙 1. のとおり制定すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 2. のとおり制定すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」を別紙 3. のとおり制定すること。

以 上

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、東日本大震災にかかる被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。以下同じ。）を対象に、適切な金融調節の実施を通じて、今後予想される復旧・復興に向けた資金需要への初期対応を支援する観点から、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション（被災地の金融機関を対象として、適格担保を担保として、日本銀行が定める限度額の範囲内で、固定金利方式により行う、公開市場操作としての貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（業務局）または支店とする。

3. 貸付対象先

次の（1）または（2）に該当する先のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

（1）被災地に貸出業務を行う営業所等（本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。以下同じ。）を有する金融機関

（2）被災地に貸出業務を行う営業所等を有する金融機関を会員としている系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫を総称していう。以下同じ。）

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

1年以内の期間とする。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率は、年0.1%とする。

(2) 利息の徴収は、(1)に定める貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7. 貸付先および貸付金額

貸付先は貸付対象先のうち希望する先とし、貸付金額は8.の限度額の範囲内で貸付先の希望する金額とする。ただし、貸付金額は、当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

8. 貸付限度額等

(1) 貸付総額の上限は1兆円とする。

(2) 貸付対象先ごとの貸付限度額は、1,500億円を上限として、被災地に所在する営業所等の貸出金残高（系統中央機関については、自己およびその会員たる金融機関についての残高の合計とする。）を勘案して定める。

9. 貸付受付期間

平成23年10月31日までとする。

10. 貸付日等

貸付日その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して定める。

11. 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21

年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成23年10月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙2.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける
貸付対象先選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)(本行本支店を貸付店とする共通担保資金供給オペレーションをいう。)の貸付対象先のうち、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」3.(1)または(2)に該当する先から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、このオペレーションの適切な遂行に資する情報を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準または「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成23年10月31日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙3.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」

1. 趣旨

東日本大震災の発生を踏まえ、今後の被災地（東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けている地域（ただし、帰宅困難者対応により適用された地域を除く。）をいう。以下同じ。）の金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第

13項に規定する承継銀行を除く。以下同じ。)の資金調達余力を確保する観点から、被災地の金融機関が差入れる担保のうち、被災地に事業所等を有する企業等の債務にかかる担保の適格性判定等については、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「企業の信用判定基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙2.)によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2. 適用

(1) 対象金融機関

当座勘定取引の相手方である金融機関のうち、被災地に貸出業務を行う営業所等(本店、支店その他これらと同等の機能を有するものをいう。)を有する先とする。

(2) 対象となる担保の種類

次の各号に掲げる債務者(ただし、手形については支払人。)の別に応じ、当該各号に掲げる種類の担保とする。

イ. 被災地に事業所等を有する企業

社債、手形および証書貸付債権

ロ. 被災地の地方公共団体(全部または一部の市区町村が被災地に含まれる県または市を含む。以下同じ。)

証書貸付債権

ハ. 被災地地方公共団体出資法人(被災地の地方公共団体が全額出資している法人のうち、被災地に事業所等を有するものをいう。以下同じ。)

証書貸付債権

3. 適格基準

2. (2)に掲げる担保の適格基準は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1)から(3)までに規定するとおりとする。ただし、適格とすることに特段の問題が認められる場合には、当

該規定と異なる取扱いをすることができる。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

担保の種類	適格基準
社債	<p>適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得している公募普通社債（発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債（保証付社債を除く。）が B B B 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p>
手形	<p>イ. およびロ. を満たしていること。</p> <p>イ. 支払人が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。</p> <p>ロ. 振出日から満期日までの期間が 1 年以内のものであること。</p>
証書貸付債権	<p>イ. およびロ. を満たしていること。</p> <p>イ. (イ) または (ロ) を満たしていること。</p> <p>(イ) 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること（以下、本号およびロ. により適格とされた証書貸付債権ならびに (3) に定める証書貸付債権を総称して「正常先証書貸付債権」という。）。</p> <p>(ロ) 債務者が適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得しているもの（債務者が発行する社債（保証付社債を除く。）が B B B 格相当以上の格付を取得しているものを含む。）のうち、債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</p>

	ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。
--	--

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権

残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権

イ. およびロ. を満たしていること。

イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。

ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。

4. 担保価格

2. (2) に掲げる担保の担保価格は、当該担保が「適格担保取扱基本要領」別表2に掲げる基準を満たす場合を除き、(1) から(3) までに規定するとおりとする。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の97%
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の97%
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の95%
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の94%
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の93%

手形

手形金額の81%

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の81%
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の65%
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の50%
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の40%
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの	残存元本額の25%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)	

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の93%
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の82%
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の70%
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の60%
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの	残存元本額の50%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)	

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの	残存元本額の87%
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の84%
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の75%
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の75%
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの	残存元本額の65%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)	

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの	残存元本額の81%
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の65%
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の50%
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の40%
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの	残存元本額の25%
(満期が応当月内に到来するものを含む。)	

5. 手形および正常先証書貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. (1) および (3) の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる手形および正常先証書貸付債権の担保価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、50%以内の別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. (1) および (3) の適格基準に基づく手形および正常先証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4. (3) の規定を適用しない。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成24年10月31日をもって廃止する。

(2) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」の制定に関する件 (平成 23 年 6 月 14 日決定)

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」の制定に関する件

(案 件)

物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する観点から、金融調節の円滑を確保しつつ、金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」を別紙 . のとおり制定すること。

以 上

別紙 .

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」

1 . 趣旨

金融機関が、金融面の手法を一段と広げ、わが国経済の成長基盤の強化に向けて、さらに活発に取り組むことを支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。)の貸付対象先が行う出資等(資本性を有する投融資をいう。以下同じ。)または動産・債権担

保融資等（不動産担保および人的保証に依存しない融資のうち本行が適当と認めるものをいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2．貸付期間

基本要領5．の規定にかかわらず、特に必要と認められることから2年以内の期間とする。

3．借り換え

満期日における借り換えについては、基本要領7．（2）の規定にかかわらず、5．に定める貸付限度額の範囲内で1回を上限とする。

4．貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8．の規定にかかわらず、5．に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

5．貸付限度額等

- （1）貸付総額の上限は、基本要領9．（1）に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。
- （2）貸付先毎の貸付額の上限は、基本要領9．（2）に定める貸付先毎の貸付額の上限とは別に、500億円とする。
- （3）基本要領9．（3）に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。
- （4）貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9．（4）の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ．からロ．およびハ．を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金

額の範囲内でこれに応じる。

イ．当該貸付先が、基本要領 11．に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成 22 年 4 月 1 日以降に実施した出資等および動産・債権担保融資等の残高

ロ．イ．の残高のうち、基本要領 9．(4) に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ．当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付残高

6．貸付受付期限

5．(4) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3．に定める借り換えにかかるものを除き、平成 24 年 3 月 31 日以前に限る。

7．成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙 1．において「期間 1 年以上の融資または投資」とあるのは、「出資等または動産・債権担保融資等」と読み替える。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成 28 年 6 月 30 日をもって廃止する。

(3) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件
(平成 23 年 7 月 12 日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

(案 件)

最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 1 .)を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 2 .)を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- 3 . 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 3 .)を別紙 3 . のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~23~~24年8月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~23~~24年8月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中
一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~23~~24年 8 月 1 日

(4) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件 (平成 23 年 8 月 4 日決定)

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

金融緩和を一段と強化し、これを通じて、震災からの立ち直り局面から物価安定のもとでの持続的成長経路への移行を、より確かなものとする観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「資産買入等の基金運営基本要領」 (平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付政委第 9 2 号別紙 1 .) を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」 (平成 2 2 年 1 1 月 5 日付政委第 9 8 号別紙 1 .) を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- 3 . 「日本銀行業務方法書」 (平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3) を、別紙 3 . のとおり一部変更すること、および、4 . の認可を取得することを条件に別紙 4 . のとおり一部変更すること。
- 4 . 1 . および 2 . の実施に関し、日本銀行法 (平成 9 年法律第 8 9 号) 第 4 3 条第 1 項ただし書きおよび同法第 6 1 条の 2 の規定に基づき、別紙 5 . および別紙 6 . のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~4-0~~1.5兆円程度、貸付残高の総額は~~3-0~~3.5兆円程度を上限とする。

(2) 3 . (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債	2 <u>4</u> 兆円程度
ロ、国庫短期証券	3 <u>4.5</u> 兆円程度
ハ、CP等	2 <u>2.1</u> 兆円程度
ニ、社債等	2 <u>2.9</u> 兆円程度
ホ、指数連動型上場投資信託受益権	0 <u>9.1</u> .4兆円程度
ヘ、不動産投資法人投資口	0 <u>10</u> .11兆円程度

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。ただし、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口に関する一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成22年10月28日付政委第92号別紙9 . の別紙および同別紙10 . の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

別紙 2 .

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

6 . を横線のとおり改める。

6 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成 2 4 年 6 月末までを目途に行う。

(附則)

この一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付政委第 9 2 号別紙 9 . の別紙および同別紙 1 0 . の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成 9 年法律第 8 9 号)第 4 3 条第 1 項ただし書きおよび同法第 6 1 条の 2 の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

別紙 3 .

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

- 3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十三兆円程度、資産の買入れの残高は十五兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一	利付国債	二四兆円程度
二	国庫短期証券	三兆四兆五千億円程度
三	コマーシャル・ペーパー等	二兆二兆千億円程度
四	社債等	二兆二兆九千億円程度
五	} 略(不変)	
六		

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 4 .

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

- 3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十五兆円程度、資産の買入れの残高は十五兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一	} 略(不変)	
二		
三		
四		
五	指数連動型上場投資信託受益権	九千一兆四千億円程度
六	不動産投資法人投資口	千千百億円程度

第五十四条第四号を横線のとおり改める。

四 買入れを行う期間

買入れは、平成二十四年六月末までを目途に行う。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

別紙 5 .

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 2 3 年 月 日

財務大臣 野田 佳彦 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強化し、これを通じて、震災からの立ち直り局面から物価安定のもとでの持続的成長経路への移行を、より確かなものとする観点から、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可および平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成24年6月未までを目途に行い得るものとする。

5 . を横線のとおり改める。

5 . 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は ~~9,000~~1兆4,000億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は ~~4,000~~1,100億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。ただし、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略 (不変)

別紙 6 .

(金融庁長官宛認可申請書)

政 第 号

平成 2 3 年 月 日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

日本銀行総裁 白川 方明

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

金融緩和を一段と強化し、これを通じて、震災からの立ち直り局面から物価安定のもとでの持続的成長経路への移行を、より確かなものとする観点から、平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付財理第 4 6 4 1 号・金総第 3 9 0 7 号認可および平成 2 3 年 3 月 1 5 日付財理第 1 1 6 2 号・金総第 1 0 6 0 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 4 3 条第 1 項ただし書および同法第 6 1 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

別 紙

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、認可取得の日から平成 2 4 年 6

月末までを目途に行い得るものとする。

5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入残高の総額は 9,000 兆 4,000 億円程度を限度とする。また、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入残高の総額は 4,000 1,100 億円程度を限度とする。また、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の 5% とする。ただし、発行済投資口の総数の 5% を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略(不変)